

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 11 議案第 8 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 12 議案第 9 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 13 議案第 10 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 14 議案第 11 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 15 議案第 12 号 指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 20 請願第 1 号 「議会報告会」の開催を求める請願書
- 日程第 21 一般質問
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 23 意見案第 1 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
-

## 令和3年第8回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月7日（火）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明  
日程第 4 議案第 1号 表彰について  
日程第 5 議案第 2号 遠軽町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について  
日程第 6 議案第 3号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 4号 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 5号 観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備について  
日程第 9 議案第 6号 遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正について  
日程第 10 議案第 7号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第 11 議案第 8号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第 12 議案第 9号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第 13 議案第 10号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第 14 議案第 11号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第 15 議案第 12号 指定管理者の指定について  
日程第 16 議案第 13号 指定管理者の指定について  
日程第 17 議案第 14号 指定管理者の指定について  
日程第 18 議案第 15号 指定管理者の指定について  
日程第 19 議案第 16号 令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）  
日程第 20 請願第 1号 「議会報告会」の開催を求める請願書
- 

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君

5番	渡部正騎君	6番	戸松恵子君
7番	山本悟君	8番	佐藤昇君
9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

---

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	吉岡秀利君
企画課長	今井昌幸君	財政課長	堀嶋英俊君
税務課長	二併雄介君	保健福祉課長	古賀伸次君
子育て支援課長	太田貴幸君	農政林務課長	広瀬淳次君
商工観光課長	長原裕一君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所産業課長	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
丸瀬布総合支所産業課長	倉内健一君	白滝総合支所長	鴻上栄治君
白滝総合支所産業課長	小野寺悟君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和3年第8回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和3年例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第21までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、白幡議員、9番佐藤議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（秋元直樹君） 一登壇一

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和3年第8回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

12月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月10日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月8日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月10日までの4日間をしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月10日までの4日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和3年第8回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議案の御審議を願う前に、改めて遠軽町の理事者として所信の一端を述べさせていただきます。

私は10月の町長選挙におきまして、「住み良いまちづくり」「元気で愛情あふれるまちづくり」を訴え、多くの町民の皆様から温かい御支援をいただき、遠軽町長に就任をさせていただきました。

これまでの3期12年間における町政運営に対し、町民並びに議会の皆様の御協力に感謝を申し上げますとともに、初心を忘れることなく、これまで積み重ねた経験を生かし、自らが先頭に立ち、町民の皆様のお期待に応えられるよう、さらには、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期しながら、全身全霊をかけて町政運営に取り組む所存であります。

これから4年間にわたって町政の責を担うに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

私は、これまでと変わることなく「元気あふれるまちづくり」「愛情あふれるまちづくり」「未来につながるまちづくり」「みんなで創るまちづくり」「自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくり」の五つを政策の柱として、熱い情熱とリーダーシップをもってまちづくりを推進してまいります。

一つ目の「元気あふれるまちづくり」については、「地域ブランドの創造～基幹の第1次産業と観光によるまちづくり」を実現していくために、基幹産業である農林業の振興を図ってまいります。

コロナ禍において人々の生活が激変する中、町民誰もが希望を持ち、元気で充実した暮らしを送るためには、雇用と収入の確保につながる第1次産業の振興を図り、その成果を商工業やサービス業、さらには建設業へと波及させ、地域経済の底上げを図ることが重要と考えます。

しかしながら、気候変動等の自然災害や社会情勢、さらには国際情勢の変化により、第1次産業を取り巻く環境は非常に厳しく、先行きが不透明となっている中、農林業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう施策を講じてまいります。

また、安全で安心できる地域の農産物が遠軽ブランドとして広く認知されるよう、農作物栽培奨励事業や地場農産物を活用したイベント等に対する支援を通じて、地域ブランドの育成に取り組んでまいります。

さらに、農業担い手確保のため、遠軽町農業担い手対策協議会の活動を支援し、新規就農者の確保と定着促進を進め、農業者の高齢化と後継者不足などの課題に取り組んでまいります。

また、営農用水が自然環境の変化などにより、水量や水質が不安定で営農に支障を来している地区においては、引き続き営農飲雑用水確保事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害防止対策については、エゾシカの侵入防止柵の整備や、ハンター確保のため、狩猟免許取得等に対する助成など、今後も猟友会を初め関係機関と連携し、農作物被害防止に一層の成果を上げるための対策を講じてまいります。

林業の振興については、森林環境譲与税の活用による森林整備の推進、人材育成・担い手確保、木材利用の促進、木育等の普及啓発に努め、森林整備を計画的かつ効率的に推進してまいります。

また、1964東京オリンピックゆかりの展示林の木材により製作された木製オブジェが、東京2020大会の開会式で披露されたことを契機に、森林が環境に果たす役割を「緑のレガシー」として発信していくことで、本町のさらなる林業振興と自然環境の保全につなげてまいります。

観光については、道内初となるスキー場とロッジとの複合施設として整備した「道の駅遠軽森のオホーツク」におけるジップラインやサマーゲレンデなど、話題性のある特色を強みとし、主に道央圏からオホーツクへの玄関口として国内外に観光情報を発信するとともに、さらなる交流人口の増加と町内への周遊化に取り組んでまいります。

また、例年多くの町民の皆様が草取りなどの作業に御参加いただき、町民との協働のまちづくりの一つとして大切な場所でもある「コスモス園」をはじめ、全道キャンプ場ランキング上位の丸瀬布「いこいの森」と北海道遺産「雨宮21号」、緑と清流に囲まれ憩いのひとときを過ごせる生田原温泉「ノースキング」、さらには世界最大級の埋蔵量を誇る

「黒曜石」など、町内には多くの貴重な資源があり、今後もアフターコロナを見据え、多くの皆様にお越しいただき、喜んでいただける観光を目指してまいります。

雇用の創出及び地域経済の発展に不可欠な企業振興の促進については、工場等の設備拡張を支援する遠軽町企業振興促進条例の適用期限が来年3月末となっていることから、現下の経済情勢を鑑み、期限を延長してまいります。

小売店舗等の近代化を支援する遠軽町商工業振興条例についても、適用期限が来年3月末となっていることから、さらなる商工業の発展を目指し、期限を延長してまいります。

また、遠軽町中小企業融資条例に基づく運転資金及び設備資金の融資利子補給事業についても、引き続き実施し、企業経営の安定化を図ってまいります。

特産品等開発支援事業については、地域ブランドの創造と地域経済活性化につながる取組として、引き続き創意と工夫を重ねながら、チャレンジする事業者を支援し、商工業及び観光振興の発展を目指してまいります。

また、若年層の就業機会の拡大や人材の確保を図るために実施しております大型免許等の取得に対する助成についても、引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備については、「遠軽町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な建て替えを進めるとともに、既存住宅の改修など、利便性の向上や長寿命化を図ってまいります。

町道及び河川については、日々のパトロールによる適切な維持管理に努め、老朽化が進む橋梁等は、「遠軽町橋梁長寿命化計画」に基づき、定期的な点検を実施するとともに、計画的な整備を継続してまいります。

都市計画については、将来の町並みを見据えた計画に基づき、まちづくりのベースとなる都市施設の整備を進めてまいります。

水道事業については、水道水の安定供給に向け、施設の更新と耐震化を図ってまいります。

下水道事業については、今後も衛生的な生活環境や雨水、浸水対策として管渠整備を進めていくとともに、施設の改築、更新及び耐震化を図ってまいります。

なお、下水道に接続できない地区については、個別排水処理事業により浄化槽を設置し、快適な生活環境の整備及び河川等の水質保全を推進してまいります。

これらにより、遠軽町全域の住環境及びインフラ整備の充実を図り、より安全で安心な住みよいまちづくりを計画的に進めてまいります。

二つ目の「愛情あふれるまちづくり」については、お年寄りや障がいをお持ちの方、子どもを産み育てる方など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

子育て支援については、今年度、子育て支援課と保健福祉課に「子育て世代包括支援センター」を開設し、子育て支援事業と母子保健事業との連携を強化し、子育て世代の利便性を高めたところであります。

今後も子育て支援策を強化し、子育て世代のニーズに合わせた、子育てのしやすい、誰

もが安心して暮らせる町にしていまいります。

老人福祉関係については、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、住まい、医療、介護及び予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すとともに、地域の各種サービスや人的資源を活用し、関係機関と連携しながら、継続的な支援体制を進めてまいります。

産婦人科医を初めとする医師不足については、地方共通の課題であり、遠軽町だけで簡単に解決できるものではありませんが、引き続き地方にも医師が来てくれるよう、遠軽地区地域医療対策連携会議等と連携し、医師募集に取り組むとともに、制度改正を国、道に働きかけてまいります。

防災対策については、関係機関の協力の下、総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施してきたところであります。

また、25の団体・機関等と災害時における協定を締結し、住民の生命や生活を守れるよう取組を進めておりますが、今後も関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

ごみ処理の充実については、広域的なごみ処理事業を推進し、平成30年1月に新たなごみ焼却施設「えんがるクリーンセンター」を稼動いたしました。

今後におきましても、持続可能な循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めつつ、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図り、遠軽地区広域組合においては新たなリサイクル施設及び最終処分場の整備が進められています。

三つ目の「未来につなぐまちづくり」については、まず、子どもたちのために教育と文化、スポーツを支援するまちづくりを進めてまいります。

遠軽町の子どもたちの活躍は、目を見張るものがあり、これはまさに子どもたちの頑張りはもちろんのこと、関係する皆様の努力のたまものです。

教育は、遠軽町を代表する一つの顔であると考えており、引き続き子どもを教育する現場の教員の資質をより一層向上させるための研修を推進してまいります。

また、遠軽高等学校の生徒の確保及び保護者の経済的負担を軽減するための交通費等の助成や教育文化活動の振興を図るための貸切バス利用助成の継続のほか、小・中学校においては、教材教具の整備など教育環境をさらに整え、教育力の向上を図ってまいります。

さらに、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」は、現在建設中であり、建設工事の完成は来年2月末で、3月には備品の搬入、4月以降には指定管理者である遠軽商工会議所のスタッフの引っ越しや習熟訓練、駐車場などの外構工事を行いまして、8月26日のオープンを目指しているところです。

オープン日には、町民の皆様やこれまで建設に携わってこられた皆様とともにお祝いする「開館記念式典」を開催したいと考えておりますので、詳細がまとまりましたら改めてお知らせをさせていただきますと思います。

次に、国際交流については、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、予定してい



た交流が中止を余儀なくされました。1964東京オリンピックゆかりの展示林を契機としたアイルランドとのホストタウン交流事業、また、来年はブラジル国バストス市との姉妹都市提携50周年という記念すべき年になることから、次世代に継承する持続可能な国際交流事業について検討してまいります。

次に、地域にとりましてJR石北本線の存続問題は将来にわたる大変重要な問題であります。オホーツク管内は、北海道の第1次産業を牽引しており、日本の食料供給基地の観点からも重要な役割を担っております。JR石北本線は、人のみではなく、オホーツクの農産物を日本中へ運ぶ路線であるとともに、道央圏とを結ぶ北海道の横串となる重要な鉄路であります。

オホーツク管内の第1次産業を守るためにも、また、経済をはじめ地域全体の衰退を招かないためにも、引き続き関係団体と連携し、JR石北本線の存続に全力を尽くしてまいります。

四つ目の「みんなで創るまちづくり」については、情報を積極的に公開し、町民の皆様と意見交換をしながら、今後も町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めてまいります。

特に、合併後の10年間は、合併特例法による「地域審議会」を町内4地域ごとに設置し、さらにその後5年間は「まちづくり会議」として、4地域の方々と意見交換をしてまいりました。

なお、今年度からは「未来づくり会議」として、地域の垣根なく若者や女性が生き生きと活躍する地域社会を実現するため、町政全般に対する意見交換を行うこととしております。

また、現在整備を進めております「遠軽町芸術文化交流プラザ」は、遠軽地域の中心部が大きく変わる事業でもありますので、引き続き町民の皆様の意見をお聞きし、将来に向かって多くの皆様に愛され続ける施設となるようしっかりと進めてまいります。

さらに、災害時の対策本部となる役場庁舎については、耐震基準を満たしていないため、改築について検討してまいりますとともに、老朽化している町有施設などは、公共施設等総合管理計画に基づき、町民の皆様の意見をお聞きしながら、また、説明責任を果たしながら、各施設の今後の方向性について検討を進めてまいりたいと考えております。

五つ目の「自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくり」については、国において、現在の中期防衛力整備計画の見直しとともに、令和6年度を始期とする同整備計画の策定に向けた検討が進められると推察しておりますが、陸上自衛隊の定員と実員とは大きく乖離しており、特に北海道における充足率は大変低い状況にあることから、北の守りや災害発生時の対応を懸念しているところであります。

このことから、町の経済、教育、医療、地域活動を支えるとともに、災害出動など、遠軽町のみならず近隣市町村にも欠かすことのできない遠軽駐屯地の存置活動は、今後も最重要課題の一つとして、町一体となり、積極的に活動するとともに、様々な活動を支援し

てまいります。

以上、私の考えるまちづくりの一端を申し上げます。

これらの産業政策、福祉・医療政策、教育政策、自衛隊や財政に関する政策は、国などの政策とも互いに連携しており、複雑な方程式となって、町の雇用、経済、人口にも影響してきます。

また、町を守り、発展させるための様々な政策、施策を実行するためには、将来にわたり持続可能な財政基盤をしっかりと確立していかなければなりません。

私は、合併前の厳しい財政状況に戻らないためにも、これまで以上に行財政改革を最重要テーマとして、これらの政策、施策をバランスよく実行し、先人から引き継いだふるさと遠軽を守り、発展させるため、責任と決断を持ち、全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。道内をはじめ全国的に第5波と言われる感染者数が減少傾向となり、全国一斉に9月30日をもって緊急事態宣言が解除されたことを受け、8月28日から休業しておりました町有施設は、10月1日から再開をいたしました。

北海道においては、全道的な感染の再拡大の防止対策として、10月1日から31日までを「秋の再拡大防止特別対策」、また、11月1日からは「冬の感染拡大防止対策」として取り組んだところ、現在の感染状況は「警戒ステージ1」と、最も低くなっており、新規感染者数は減少傾向にあります。

しかしながら、ヨーロッパでは新たな変異株であるオミクロン株が拡大するなど、感染の広がりが懸念されておりますので、町民の皆様におかれましては、気温の低下や積雪による屋内活動の増加、年末に向けた社会経済活動の活発化に伴い、感染リスクが高まる時期を迎えますことから、一人一人が高い意識の下、引き続き感染拡大防止に努められますようお願いいたします。

町といたしましては、これまでの様々な経済対策などに加え、感染症蔓延の影響により、医療機関などの事業所が大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、これら事業所への支援をするとともに、3回目のワクチン接種を実施するため、本定例会に補正予算を計上したところであります。

なお、本町のコロナワクチン接種率についてであります。11月15日現在、全人口1万9,067人に対する1回目の接種率が81.4%、2回目の接種率が80.3%となっており、65歳以上の高齢者については、対象者数7,356人に対する1回目の接種率が91.6%、2回目の接種率が90.6%と接種が進んでおります。

また、感染症拡大の影響による緊急事態宣言などにより、今年度においても、毎年開催されております町内各地域のイベントやお祭り、スポーツ合宿などが中止や縮小を余儀な

くされております。毎年9月に開催しております「太陽の丘コスモスフェスタイベント」につきましても、近年にはない最高の開花状況でありましたが、昨年を引き続き、残念ながら開催を中止することとなりました。

さらに、隔年で秋季に旧遠軽小学校で実施しております総合防災訓練につきましても、やむを得ず中止したところです。

これまで、各地域のイベントやお祭りなどを主催していただきました実行委員会をはじめ、御支援・御協力をいただいております関係者の方々、イベントを楽しみにされていた町民の皆様にとりましては大変残念な結果となりました。

なお、湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会につきましては、大会実行委員会において、来年2月27日に3年ぶりに開催する方向で決定されました。大会は来年1月27日以降の感染状況を踏まえ、緊急事態宣言が発出された場合などは、やむを得ず中止することも視野に入れながら、十分な感染対策を取った上で開催いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、2度にわたり延期をしておりました令和3年度遠軽町成人式を11月7日に、遠軽町福祉センターにて開催いたしました。

式典は、新成人177人中、出席者50人と、新型コロナウイルス感染症対策のため、関係者のみで開催し、ビデオメッセージ披露や式典のライブ配信など、工夫を凝らした内容としたところです。新成人及び保護者の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、久しぶりの友人との再会など、喜んでいただけたものと考えております。

次に、9月17日より通行止めになっております清川大橋についてであります。5年に一度実施しております橋梁点検において、アーチ橋を支える支承の一部に損傷が見つかったもので、通行に支障が出るおそれがあることから、当分の間通行止めとしております。

現在、関係機関と協議を進めながら調査を行っておりますが、復旧への工事期間につきましては、部品の製作に相当の時間を要することが想定されることから、令和4年度中の完成を見込んでおります。

町民の皆様には、長期にわたり御不便をおかけしますが、一日も早い開通を目指し事業を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、1964東京オリンピックゆかりの展示林についてであります。10月15日に北海道家庭学校敷地内にて、オリンピックゆかりの樹木の種子から育てた苗224本の記念植樹を実施いたしました。残念ながら新型コロナウイルスの影響により、ホストタウン相手国のアイルランド関係者はお招きできませんでしたが、将来、日本で開催されるオリンピックにこの「緑のレガシー」を継承していき、再度活用されることを期待しております。

次に、令和元年12月22日に開業しました道の駅遠軽森のオホーツクが、開業627日目の令和3年10月23日に来場100万人を達成いたしました。コロナ禍により当初

の来場者数の見込みに大きな影響を受けましたが、アクティビティの充実により町内外から多くの方々に利用され、好評をいただいておりますとともに、これからのスキーシーズンの到来により、ますますの利用が期待されます。

今後も地域の魅力を広く発信する施設として、さらに交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、11月20日に第40回全日本小学生バンドフェスティバルに南小学校金管バンドが、翌21日には、第34回全日本マーチングコンテストに遠軽中学校吹奏楽部と遠軽高等学校吹奏楽局が北海道代表として出場いたしました。

いずれも大阪城ホールで開催され、各校ともにコロナ禍にも負けず、実力を十二分に発揮した結果、南小学校金管バンドが見事金賞を受賞しました。遠軽中学校吹奏楽部と遠軽高等学校吹奏楽局は共に銀賞ではありましたが、全国に「吹奏楽のまち遠軽町」を印象づけるとともに、町民に大きな誇りを与えていただきましたことに心から感謝申し上げますとともに、その努力をたたえたいと思います。

次に、要望関係についてであります。陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、11月4日に遠軽駐屯地に、9日には第2師団に、18日には北部方面総監部に、24日及び25日には、中央要望として防衛省及び国会議員に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

また、道路整備関係についてであります。11月17日及び18日に遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、遠軽北見道路の整備促進及び防災・減災、国土強靱化に必要な道路予算の確保などについて要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通について、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、行政財産の無償貸付または減額貸付に関する規定の整備及び普通財産の無償貸付または減額貸付に関する対象範囲を拡大するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町企業振興促進条例の一部改正については、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第5号観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備については、観光施設の使用料の見直しに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正については、交流促進施設の入館料を改定するとともに、開館期間を丸瀬布森林公園いこいの森の開園期間

と合わせることにより、効率的な管理運営を図るため、本条例を定めるものです。

議案第7号から議案第11号までの工事請負契約の変更契約の締結については、令和2年度岩見通道路改良工事その2（繰越）、令和3年度防災用資機材等備蓄施設整備工事の電気及び場内配管、令和3年度豊里地区営農飲雑用水整備工事（その1）並びに令和3年度北支湧別川沿線道路改良工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第12号から議案第15号までの指定管理者の指定については、遠軽町生田原診療所、伊吹牧場ほか牧野10施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」及び道の駅遠軽森のオホーツクの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、燃料単価の引上げによる本庁舎の燃料費、ふるさと納税寄附額の増加に伴う必要経費、新型コロナウイルス感染症対策支援金、福祉暖房費助成金、総合行政情報システム改修業務委託料、健康管理システム改修業務委託料、12月から実施する3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要経費、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金等を計上したところです。

以上が、本会議に提出いたしました議案の概要です。

なお、一般会計補正予算について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

表彰の種類、対象者につきましては、1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として100万円の御寄附を頂きました東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様、同じく50万円を御寄附頂きました東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まちづくり振興基金として200万円の御寄附を頂きました遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会

社様でございます。

以上、社会功労3件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第2号遠軽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第2号遠軽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正する条例について御説明いたします。

遠軽町財産の貸付けに関しましては、行政財産の無償貸付または減額貸付に関する規定の整備及び普通財産の無償貸付または減額貸付に関する対象範囲を拡大するため、地方自治法第237条第2項の規定によりまして、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例としまして、この条例は、全8条で構成されておりますが、第4条第1号中では、文言を改め、同条に第3号を追加し、また、第5条、行政財産の無償貸付または減額貸付についての条文を加える規定となっております。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明させていただきますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

遠軽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の新旧対照表になります。

普通財産の無償貸付又は減額貸付の第4条関係です。

第4条第1号中「他の地方公共団体」を「国、他の地方公共団体」に改め、同条に、次の1号として、「（3）その他町長が公益上特に必要があると認めるとき」を加えます。

さらに、第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰下げ、第4条の次

に、次の1条として、「行政財産の無償貸付又は減額貸付」の「第5条、行政財産は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第2項第1号から第4号までに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる」を加えます。

2ページに戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第3号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 議案第3号遠軽町商工業振興条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町商工業振興条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

第3条第1号に規定しております適用期間につきましては、来年3月31日をもって効力を失うことから、これを4年間延長し、令和8年3月31日に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長(杉本信一君) 日程第7 議案第4号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

長原商工観光課長。

○商工観光課長(長原裕一君) 議案第4号遠軽町企業振興促進条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

第3条第1項第2号に規定しております適用期間につきましては、来年3月31日をもって効力を失うことから、これを4年間延長し、令和8年3月31日に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。



したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第5号観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 議案第5号観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備について御説明をいたします。

本案は、観光施設の使用料の見直しに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例であります。

この条例は、全5条の構成でありまして、整備を要する関係条例5件についてそれぞれ規定をしております。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、別紙の3ページの次の新旧対照表をお開き願います。

第1条は、遠軽町白滝高原キャンプ場条例の一部を改正するものであります。

別表中、バンガロー「3,000円」を「3,500円」に、オートサイト「2,000円」を「3,000円」に、オートサイト、備考2の「1,000円」を「2,000円」に、入場料「400円」を「600円」に、入場料、備考1の小学生は「300円」を「400円」に、それぞれ改めるものであります。

2ページを御覧願います。

第2条は、遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部を改正するものであります。

別表中、森林鉄道蒸気機関車雨宮21号の大人1人1回「500円」を「800円」に、小人1人1回「250円」を「400円」に、丸瀬布6トンディーゼル機関車の大人1人1回「500円」を「800円」、小人1人1回「250円」を「400円」に、軌道用自転車の大人1人1回「500円」を「800円」に、小人1人1回「250円」を「400円」に、それぞれ改めるものであります。

3ページを御覧願います。

第3条は、遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を改正するものであります。

使用料につきましては、これまで通年で同一の金額としておりましたが、これを繁忙期、通常期、閑散期の三つの区分に改めることに伴い、第7条に、「この場合において、繁忙期、通常期及び閑散期の期間は規則で定める」を加えるものであります。

別表第2中、キャンプ場入場料の宿泊、高校生以上「800円」を「繁忙期1,200円、通常期800円、閑散期400円」に、小学生以上「400円」を「繁忙期600

円、通常期400円、閑散期200円」に、キャンプ場入場料の休息、高校生以上「400円」を「繁忙期600円、通常期400円、閑散期200円」に、小学生以上「200円」を「繁忙期300円、通常期200円、閑散期100円」に、バンガロー4人用、宿泊「2,500円」を「繁忙期4,000円、通常期2,500円、閑散期1,200円」に、休息「1,000円」を「繁忙期1,600円、通常期1,000円、閑散期500円」に、バンガロー4人用、高床式宿泊「5,000円」を「繁忙期8,000円、通常期5,000円、閑散期2,500円」に、休息「2,000円」を「繁忙期3,200円、通常期2,000円、閑散期1,000円」に、バンガロー5人用、宿泊「3,000円」を「繁忙期5,000円、通常期3,000円、閑散期1,500円」に、4ページを御覧願います。休息「1,200円」を「繁忙期2,000円、通常期1,200円、閑散期600円」に、バンガロー6人用、宿泊「3,500円」を「繁忙期6,000円、通常期3,500円、閑散期1,700円」に、休息「1,400円」を「繁忙期2,400円、通常期1,400円、閑散期700円」に、バンガロー6人用（テラス付き）、宿泊「5,000円」を「繁忙期8,000円、通常期5,000円、閑散期2,500円」に、休息「2,000円」を「繁忙期3,200円、通常期2,000円、閑散期1,000円」に、第1オートサイト「2,500円」を「繁忙期4,000円、通常期2,500円、閑散期1,200円」に、第2オートサイト「2,000円」を「繁忙期3,500円、通常期2,000円、閑散期1,000円」に、フリーサイト、宿泊、大型車「1,000円」を「繁忙期1,600円、通常期1,000円、閑散期500円」に、普通車「500円」を「繁忙期1,000円、通常期500円、閑散期200円」に、他の車両「200円」を「繁忙期400円、通常期200円、閑散期100円」に、それぞれ改めるものであります。

6ページを御覧願います。

第4条は、遠軽町都市公園条例の一部を改正するものであります。

別表第3、第4項中、太陽の丘えんがる公園、虹の広場の個人入園料、大人「320円」を「600円」に、小人「160円」を「300円」に、団体入園料の適用人数「15人以上」を「10人以上」に、団体入園料、大人「210円」を「500円」に、小人「110円」を「200円」に、それぞれ改めるものであります。

7ページを御覧願います。

第5条は、遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正するものであります。

別表第2中、「発券区分」を「発券等区分」に、ペアリフト1回券、一般「260円」を「800円」に、高校生以下「160円」を「400円」に、ペアリフト回数券、一般「1,300円」を「2,000円」に、高校生以下「800円」を「1,100円」に、1日券、一般「3,100円」を「3,900円」に、高校生以下「1,900円」を「2,400円」に、4時間券、一般「2,200円」を「3,000円」に、高校生以下「1,200円」を「1,700円」に、2時間券、一般「1,400円」を「2,100円」に、高校生以下「800円」を「1,300円」に、ナイター券、一般「1,800円」を

「2,000円」に、高校生以下「1,100円」を「1,200円」に、共通シーズン券、一般「3万5,700円」を「4万4,000円」に、高校生以下「2万1,000円」を「2万5,000円」に、ナイターシーズン券、一般「2万6,200円」を「3万3,000円」に、8ページを御覧願います。高校生以下「1万2,600円」を「1万5,000円」に、それぞれ改め、また、同表に「サマーグレンデ貸切」、「午前10時から午後1時まで6万円」、「午後1時から午後4時まで6万円」、「午前10時から午後4時まで10万円」を加えるものであります。

また、備考第4項中「ナイターシーズン券は」の次に「冬期の」を加えるものであります。

別紙の3ページに戻りまして、附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に、施行日以降の使用の期間に係る使用料（回数券を含む）を徴収している場合は、当該使用料は、この条例の相当規定により徴収したものとみなすものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 2点ほど質問させていただきます。

議案第5号、1点目は、3ページ、遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例、観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備について。

今改正により利用料金価格が上限とした場合、小人料金等も増額となるため、親利用者においては、施設の利用離れにつながるのではないのでしょうかという点についてお聞きします。

2点目は、議案第5号、7ページ、遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例に関し、ロックバレースキー場使用料金改正に伴い、町内学校の小・中冬期スキー学習などの利用に関してはどのような取扱いになるのでしょうか、確認のためお聞きします。

この2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（倉内健一君） いこいの森の小人料金の御質問にお答えします。

料金設定につきましては、北海道オートキャンプ協会加盟の32施設の料金を参考にしております。小人料金につきましては、そのほとんどの施設が大人料金の半額の設定となっておりますので、その前提で料金設定をしております。

今回の条例改正につきましては、夏休み期間の収容能力を超える大混雑の緩和と6月、10月などの閑散期、この時期の入り込み増によりまして、年間利用者の平準化を図るものでもあります。利用料が半額となります閑散期に多くの方に利用していただきたいと期

待しているところです。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 2点目の御質問にお答えいたします。

道の駅でスキー場を利用される授業のことでよろしいですね、小中学生。（「はい」と呼ぶ者あり）基本、町のほうで負担しますので、子どもたちへの負担というのはありません。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 再度質問させていただきます。

議案第5号、3ページ、遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例、観光施設の使用料見直しに伴う、例えば来年の夏休みに家族4人で利用した場合、テント泊、入場料、大人2名、子ども2名で、計3,600円になります。これに子ども2名が雨宮号に乗りいたしますと800円、合計4,400円と。今年の夏休みに比べ、今年の夏休みですと2,900円、1,500円、およそ50%の負担増が見込まれます。

バンガロー、オートサイトに至っては、おのこの料金4,000円に入場料3,600円が加算され、今年の夏休みは家族4人で4,900円であったのが7,600円となり、2,700円の負担増となります。例えば子どもの料金を据置いた場合は、さきの家族がテント泊で雨宮号を利用しても合計3,700円、今年の夏休みに比べ800円の増加で済みます。このように子どもの料金でも、町独自で据置いた場合、負担感が利用者にとって減るのではないかとということで、改めて利用者負担軽減対策を求めます。

繁忙期、通常期、閑散期と価格を分けておりますが、これまでの入場者数を基に期間の設定をしているのでしょうか、利用離れを防ぐ根拠が余り見えていませんので、お答えをお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（倉内健一君） いこいの森キャンプ場につきましては、道央圏から離れたキャンプ場ではありますが、令和2年度においては、全道2位の利用者数を誇っております。それだけのロケーション、設備、人気があるキャンプ場だと自負しておりますので、決して小人料金も含めまして、高い料金設定とは思っておりません。

以上です。

○議長（杉本信一君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号観光施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長(杉本信一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第9 議案第6号

○議長(杉本信一君) 日程第9 議案第6号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

倉内丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長(倉内健一君) 議案第6号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、交流促進施設の入館料を改定するとともに、開館期間を丸瀬布森林公園いこいの森の開園期間と合わせることにより、効率的な管理運営を図るため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

第3条は、開館時間及び休館日の規定であります。これまで施設は、通年開館していただいておりますが、開館期間をいこいの森の開園期間に合わせるため改正するものでありまして、第1号は、開館期間は4月下旬から10月下旬までとする。第2号は、開館時間は午前10時から午後9時までとする。第3号は、休館日は火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日)と規定するものであります。

第5条第2項は、附則第6項において、平成18年3月31日までの経過措置とされていた減免規定を整理するため削除するものであります。

別表第1項は、入館料の表でありまして、普通券1回券、大人「500円」を「600円」に、小人「300円」を「400円」に、回数券12回券、大人「5,000円」を「6,000円」に、小人「3,000円」を「4,000円」に、それぞれ改め、6か月定期券及び1年定期券は廃止し、3か月定期券、大人7,000円、小人4,500円、1か月定期券、大人2,500円、小人1,600円を規定するものであります。

2ページをお開き願います。

備考第4号としまして、「3か月定期券及び1か月定期券については、その年の開館期間に限り使用できるものとする」を追加するものであります。

次に、別表第2項は、研修室使用料の表でありまして、施設の開館時間を改めることに伴い、午前の使用時間「午前9時から午後1時まで」を「午前10時から午後1時まで」に、研修室Aの使用料「630円」を「470円」に、研修室B「580円」を「440円」に、備考第1号中「11月から4月」を「4月」に、それぞれ改めるものであります。

別紙の2ページに戻りまして、附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

附則第2項から附則第4項までは、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に承認を受けたものの使用料については、なお従前の例による。この条例の施行の日前に施行日以降の使用の期間に係る使用料（回数券を含む）を徴収している場合は、当該使用料は、この条例の相当規定により徴収したものとみなす。この条例の施行の日前に発行した6か月定期券及び1年定期券の有効期間に、改正後の遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例第3条第1号の開館期間でない日があるときは、令和4年度の開館期間の始期から起算して残日数に達する日までを当該定期券の有効期間とみなし、同日以降においても使用できるとするものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 1点質問させていただきます。

参考資料の別表第4条関係についてであります。普通券と回数券が値上げになっているのに対し、6か月券、1年定期券、これを1か月換算した場合に、今回改定される3か月定期券、1か月定期券が値下げになっているように見えるのですけれども、1回当たりは値上げで、定期券の場合は値下げした経緯、意図が分かれば教えていただければと思います。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（倉内健一君） 1回券、回数券につきましては、キャンプ場利用者の方と申しますか、観光で来られた方の利用が多いと考えております。片や1か月券、3か月券につきましては、地域の恒常的利用者の方が多いと考えております。地域の方たちにこれよりもお得に利用していただきたいという考えから、こういう設定といたしました。

○議長（杉本信一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長(杉本信一君) 日程第10 議案第7号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第7号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

道路改良工事に伴う概数の確定及び植生の一部工法変更等による設計変更に伴いまして、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度岩見通道路改良工事その2(繰越)であります。

契約の金額は、変更前、1億1,363万円、変更後、1億1,541万2,000円です。

契約の相手方は、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、令和3年5月7日、議会の議決をいただきまして、同日、契約を締結し、5月11日から着工し、12月10日の完成を予定しているところであります。道路改良工事の概数確定及び植生の一部工法変更等による設計変更に伴いまして、契約金額1億1,363万円を1億78万2,000円増になりまして、1億1,541万2,000円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、第7号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 1 議案第 8 号

○議長（杉本信一君） 日程第 1 1 議案第 8 号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第 8 号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

備蓄施設整備に伴う配線経路の見直しによる配線路を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 3 年度防災用資機材等備蓄施設整備工事（電気）であります。

契約金額は、変更前が 1 億 2 1 9 万円、変更後 1 億 1, 1 5 2 万 9, 0 0 0 円でありま

す。

契約の相手方は、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町東町 1 丁目 4 番地 1 9、遠軽電機株式会社、代表取締役乾淳。

構成員、遠軽町岩見通北 1 丁目 1 番地 2、北海電建株式会社、代表取締役福家貢。

構成員、遠軽町西町 2 丁目 1 0 番地 3 1、株式会社工藤電機、代表取締役工藤英高であります。

この工事につきましては、令和 3 年 5 月 7 日、議会の議決をいただきまして、同日、契約を締結し、5 月 1 0 日から着工、令和 4 年 3 月 1 8 日の完成を予定しているところでありますが、備蓄施設の整備工事の配線経路の見直しによる配線路を延長するための設計変更に伴いまして、契約金額が変更前 1 億 2 1 9 万円を 9 3 3 万 9, 0 0 0 円増になります。1 億 1, 1 5 2 万 9, 0 0 0 円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 8 号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。



したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第9号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第9号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

備蓄施設整備に伴う配管経路の見直しによる管路を延長するための設計変更に伴いまして、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものがあります。

契約の目的は、令和3年度防災用資機材等備蓄施設整備工事（場内配管）であります。

契約金額は、変更前5,357万円、変更後5,557万2,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役以西善一であります。

この工事につきましては、令和3年5月7日、議会の議決をいただきまして、同日、契約を締結し、5月11日から着工しまして、令和4年3月18日の完成を予定しているところではありますが、備蓄施設整備工事の配管経路の見直しによる管路を延長するための設計変更に伴いまして、契約金額5,357万円を200万2,000円増額になりまして、5,557万2,000円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第10号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第10号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

営農飲雑用水整備工事に伴う舗装工の数量減少による設計変更に伴いまして、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度豊里地区営農飲雑用水整備工事（その1）であります。

契約の金額は、変更前が6,600万円、変更後6,370万5,400円であります。

契約の相手方は、紫光・ウエノ特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町岩見通南4丁目2番地1、有限会社紫光水道工務店、代表取締役石川信一。

構成員、遠軽町大通南2丁目3番地8、有限会社ウエノ、代表取締役大西孝広であります。

この工事につきましては、令和3年6月15日、議会の議決をいただきまして、同日、契約を締結し、6月17日から着工、11月30日までの工期を変更しまして、12月10日の完成予定しているところでありますが、営農飲雑用水整備工事の舗装工の数量減少による設計変更に伴いまして、契約金額6,600万円を229万4,600円減となりまして、6,370万5,400円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第11号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題します。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第11号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

道路改良工事に伴う概数の確定及び掘削工の一部工法等による設計変更に伴いまして、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和3年度北支湧別川沿線道路改良工事であります。

契約金額は、変更前が7,018万円、変更後7,274万3,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、令和3年7月19日、議会の議決をいただきまして、同日、契約を締結しまして、7月21日から着工し、令和4年1月20日の完成を予定しているところであります。道路改良工事の概数の確定及び掘削工の一部工法変更等によりまして、設計変更に伴い契約の金額が7,018万円を256万3,000円増になりまして、7,274万3,000円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第12号から日程第19 議案第16号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第12号指定管理者の指定について、日程第16 議案第13号指定管理者の指定について、日程第17 議案第14号指定管理者の指定について、日程第18 議案第15号指定管理者の指定について、日程19 議案第16号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、以上5件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第12号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、遠軽町生田原診療所の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

まず、公の施設名称は、遠軽町生田原診療所であります。

指定管理者は、札幌市厚別区厚別東4条3丁目3番6号、社会医療法人交雄会メディカル、理事長三井慎也であります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称及び所在地は、記載のとおりとなっております。

業務につきましては、アからケとしまして、診療所の維持管理に関する業務、運営に関する業務、療養に要する費用及び手数料の収受に関する業務、さらには健康診断、療養の指導及び相談、診察、薬剤または治療材料の投与、処置、手術及びその他の治療、そのほか町長が診療所の管理運営上必要と認める業務となっております。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は、1億3,980万円で、令和4年度から令和6年度まで同額の、それぞれ4,660万円となっております。

選定に当たりましては、10月29日に指定管理者の選定委員会を開催しまして、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。医療法人交雄会が町の委託を受けまして、生田原診療所の管理運営を行ってきております。平成15年4月から、同一法人のグループ、社会医療法人交雄会メディカルと連携を図りながら管理運営を行ってきたこと、また、これまでの管理運営等の実績、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、生田原診療所の設置目的の達成に有効な運営方針に基づきまして、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっております。施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、社会医療法人交雄会メディカルを指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第13号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、遠軽町の牧野、11施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊吹牧場、八重牧場、白竜牧場、千代田牧場、見晴牧場、弥生牧場、柏牧場、東白滝牧野、支湧別牧野、天狗平牧野、天狗平第2牧野であります。

指定管理者は、湧別町上湧別屯田市街地230番地、えんゆう農業協同組合、代表理事

組合長関口哲治であります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、アからエとしまして、牧野の使用の許可等に関する業務、維持管理に関する業務、使用許可に係る料金の徴収に関する業務、そのほか町長が牧野の管理運営上必要と認める業務となっております。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は3,150万円で、令和4年度から令和6年度まで同額の、それぞれ1,050万円であります。

選定に当たりましては、10月29日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定の結果の非公募とした理由であります。遠軽町牧野は本町の酪農及び畜産振興の重要な拠点の一つであり、その管理運営については、専門性が必要とされる施設であること及びこれまでの実績があり、地元農協が指定管理者として運営することが最も適しており、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としましては、申請者から提出された申請書の内容について審査した結果、遠軽町牧野の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、牧野の安定的な経営及び草地的確な管理を行うための計画が確実で、具体的な内容となっております。施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されて、えんゆう農業協同組合を指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第14号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、生田原コミュニティセンター「ノースキング」であります。

指定管理者は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社、代表取締役杉本一幸であります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、アからオとしまして、生田原コミュニティセンターの維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収

に関する業務、そのほか町長が施設の管理運営上必要と認める業務となっております。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は1億3,287万4,000円で、まず、令和4年度が5,027万7,000円、令和5年度が4,264万9,000円、令和6年度が3,994万8,000円であります。

選定に当たりましては、10月29日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定の結果の非公募にした理由であります。当該施設を管理運営するために、本町が出資して設立した団体であり、これまでの管理実績などから、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由としまして、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、生田原コミュニティセンターの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で、具体的な内容となっております。施設の適正な管理運営が可能であると評価されております。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されて、株式会社生田原振興公社を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

最後に、続きまして、議案第15号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、道の駅遠軽森のオホーツクの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、道の駅遠軽森のオホーツクであります。

指定管理者は、遠軽町南町3丁目2番地224、一般社団法人えんがる町観光協会、会長遠藤利秀であります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、アからオとしまして、道の駅の維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、そのほか町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は1億6,313万7,000円で、まず、令和4年度が6,664万6,000円、令和5年度が5,132万5,000円、令和6年度が4,516万6,000円であります。

選定に当たりましては、10月29日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。一般社団法人えんがる町観光協会は、遠軽町の観光宣伝及び観光客の誘致に関する事業を効率的に運営するとともに、産業、地域経済の振興及び文化の発展に寄与することを目的とし、町内観光施設の運営や各種イベント等の実施に取り組んでおります。

また、平成31年4月から当該施設の指定管理者として管理運営を行っておりまして、経営資源の活用により、スキー場を含めた道の駅における公共サービスの効果的、効率的な提供などの実績があることから、公募によらないことが適当である判断したものであります。

次に、選定の理由としましては、申請者から提出されました申請書の内容について審査した結果、道の駅遠軽森のオホーツクの設置目的の達成に有効な運営方針に基づきまして、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の安定的で適切な維持及び管理に係る計画が確実で、具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されまして、一般社団法人えんがる町観光協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第16号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,882万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を203億2,632万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,599万円を追加、2項国庫補助金に1,673万3,000円を追加し、総額を18億3,298万5,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に400万円を追加し、総額を9億2,168万7,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,574万2,000円を追加し、総額を

3,128万5,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を201万円減額し、総額を12億3,693万6,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に4,837万1,000円を追加し、総額を3億5,199万円とするものです。

これにより、歳入合計202億2,749万5,000円に9,882万6,000円を追加し、総額を203億2,632万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,367万6,000円を追加、2項徴税費に131万8,000円を追加し、総額を68億348万9,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に2,859万8,000円を追加、2項児童福祉費に95万7,000円を追加し、総額を30億1,527万1,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に3,414万7,000円を追加し、総額を13億6,924万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に13万円を追加し、総額を11億6,265万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計202億2,749万5,000円に9,882万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の203億2,632万1,000円とするものです。

次に、第2表債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為の追加につきましては、生田原診療所指定管理料、限度額1億3,980万円、牧野指定管理料、限度額3,150万円、生田原コミュニティセンター指定管理料、限度額1億3,287万4,000円、道の駅遠軽森のオホーツク指定管理料、限度額1億6,313万7,000円を追加するもので、期間はいずれも令和3年度から令和6年度です。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、本庁舎管理事業169万7,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴い、役場庁舎の暖房用重油に係る燃料費を追加するものです。

6目企画費、ふるさと納税促進事業1,079万3,000円につきましては、ふるさと納税の寄附額及び寄附件数が増えていることから、必要となる経費として、ふるさと納税返礼品用の報償費581万4,000円、返礼品発送等に係る通信運搬費200万9,000



0円、ふるさと納税サイト利用等に係る手数料163万3,000円、ふるさと納税受付等業務委託料133万7,000円をそれぞれ追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業1,068万6,000円につきましては、指定寄附金12件、575万9,000円、ふるさと納税寄附金741件、492万7,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業1,050万円につきましては、ワクチン個別接種を行った医療機関を除く医療関係機関及び福祉障がいサービス事業所に対し、体制確保及び感染症拡大防止に要する費用として、新型コロナウイルス感染症対策支援金を計上するものです。医療系機関36施設、福祉系施設18施設に、従業員数を基準として5万円から100万円を上限とする支援金を交付するものです。

なお、個別接種を行った医療機関については、別途支援金を交付することとしております。

2項徴税费1目町税総務費、税務総務一般経費117万3,000円につきましては、法人町民税の確定申告による予定納税の還付が増えているため、予算不足が見込まれることから、税収入還付金を追加するものです。

2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費14万5,000円につきましては、コンビニ収納の利用件数が増加しているため、手数料を追加するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、福祉暖房費助成事業2,766万円につきましては、燃料費等暖房費が高騰していることから、低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の負担軽減のため、暖房費助成金として1世帯1万円を助成するものです。

3目高齢者福祉費、高齢者在宅福祉サービス事業93万8,000円につきましては、高齢者及び障がい者が在宅生活を営む上で必要な住宅設備の改造に要する費用を支援する住宅設備改造支援費について、利用の申請が増えていることから予算を追加するものです。

2項児童福祉費2目児童措置費、児童手当支給事業95万7,000円につきましては、児童手当支給に係る法改正により、特例給付対象者の所得制限規定や現況届提出義務の見直しに対応する必要があるため、総合行政情報システム改修業務委託料を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、保健衛生一般経費302万5,000円につきましては、健診結果等の電子化情報を転居時に市町村間で引き継ぐ仕組みや個人が一元的に確認できる仕組みを国が構築するため、市町村によるシステム改修が必要なことから、健康管理システム改修業務委託料を計上するものです。

2目母子保健費、母子保健推進事業58万円につきましては、北海道の特定不妊治療費助成金を受ける対象者に対し、町が交通費の一部を助成する経費について、申請者及び通

院回数が増えていることから予算を追加するものです。

3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,030万2,000円につきましては、今月から実施予定の3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に必要な経費を追加するものです。

内訳につきましては、会計年度任用職員の任用に係る一般職級職員手当等、共済費、費用弁償及び予防接種健康被害調査委員会委員に係る報償費、費用弁償に359万2,000円を追加するほか、燃料費5万4,000円、印刷製本費166万4,000円、通信運搬費147万8,000円、委託料については、ワクチン接種券等作製業務委託料52万8,000円、ワクチン配送業務委託料3万2,000円、ワクチン接種委託料1,599万円、感染症産業廃棄物処理業務委託料1万3,000円、ワクチン接種コールセンター業務委託料385万円、自動車借上料6万1,000円、事務機器借上料4万円、新型コロナウイルスワクチン接種負担金300万円を追加するものです。

5目診療所費、歯科診療所運営事業24万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じながら医療提供を継続している医療機関に対する国の補助金により、生田原、丸瀬布及び白滝の歯科診療所に対する各8万円の感染症感染拡大防止継続支援補助金を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、財源の振替です。

2項林業費1目林業振興費は、財源の振替です。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業13万円につきましては、指定寄附金2件による奨学資金貸付基金繰出金の追加です。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金1,599万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加です。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金95万7,000円は、総合行政情報システム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金を計上。3目衛生費国庫補助金につきましては、健康管理システムの改修に係る感染症予防事業費等補助金122万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,431万2,000円、歯科診療所に対する感染症感染拡大防止継続支援補助金24万円を計上するものです。

16款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金400万円につきましては、青しそ生産組合の蒸留施設改修事業に係る地域づくり総合交付金の採択により予算を計上するものです。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金588万9,000円につきましては、まちづくり振興資金として10件、565万9,000円、社会福祉振興資金として2件、10万円、奨学資金として2件、13万円の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金985万3,000円につきましては、741件のふるさと納

税寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり振興基金繰入金301万円の減額につきましては、青しそ蒸留施設改修事業に係る地域づくり総合交付金の採択により基金繰入金の減額するものです。

4目まち・ひと・しごと創生基金繰入金100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策資金分の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金4,837万1,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 昼食のため、午後1時10分まで暫時休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

---

午後 1時07分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

○議長（杉本信一君） 2款総務費、9ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3款民生費、13ページから16ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4款衛生費、17ページ、18ページ。

山本議員。

○7番(山本 悟君) 17ページの3目予防費について聞きたいのです。説明の中で、新型コロナウイルスワクチン接種事業、先ほど町長から12月から3回目を行うというお話を聞きました。それで、2回目終了から3回目を実施する場合、この間隔期間というのが、厚生労働省は8か月というふうに聞いていたのですけれども、昨日、首相は6か月前倒しもあるようなお話をしていましたので、遠軽町としてどのように考えているのかが1点。

それから、3回目の接種事業、2回目の接種終了者は全員3回目の接種が受けられるのかどうか、年齢的な制限があるのかどうか。

三つ目として、2回目終了者のワクチンと3回目に接種するワクチンは同じ種類のものなのかをお聞きします。

○議長(杉本信一君) 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(古賀伸次君) 順にお答えいたします。

1点目の接種間隔でございますけれども、11月の国の説明会によりまして、2回目の接種から原則8か月として準備を進めているところでございます。ただ、昨日の前倒しの発言につきましては、国から十分な情報が提供されていない状況にございます。国や北海道の方針に基づいて検討を進めたいと考えております。

2点目の2回目接種終了者に対して、全員が対象となるかということでございますけれども、2回目接種の対象者全員を対象として、希望される方に接種を進めていきたいと考えております。

3点目、ワクチンは同じものかという御質問でございますけれども、現在、国のほうではファイザー製とモデルナ製の2種類のワクチンを割り当てるということで通知は来ておりますが、ファイザー製のワクチンの供給が当初十分ではないことから、モデルナ製を使った3回目の接種になる方もあるということで御理解をいただきたいと思っております。つまり1回目ファイザー製、遠軽町ではファイザー製を使用していましたけれども、交差接種と言って、違うワクチンを3回目に接種する場合もあるということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(杉本信一君) 山本議員。

○7番(山本 悟君) 内容は分かりました。間隔期間が、国の方針に従ってやるということなのですが、それとは別に、接種する通知、受けられますという通知はどのような形でする予定なのか教えていただきたい。

○議長（杉本信一君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 3回目の御案内につきましては、現在、原則8か月経過した方ということで準備を進めておりますので、それに従いますと、その1か月前くらいをめどに、順番に案内を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、19ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、23ページ、24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16款道支出金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18款寄附金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19款繰入金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表債務負担行為補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 請願第1号

○議長（杉本信一君） 日程第20 請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を議題とします。

局長をして請願書を朗読させます。

○議会事務局長（小野寺正彦君） お手元に配付の請願文書表を御覧ください。

番号、請願第1号。

受理年月日、令和3年12月1日。

件名、「議会報告会」の開催を求める請願書。

以下、敬称等は省略させていただきます。

請願者の住所及び氏名は、遠軽町大通北2丁目2-101、吉川絃外6名であります。

紹介議員は、佐藤和徳であります。

なお、請願の要旨、請願理由等につきましては、写しを配付しておりますので、省略させていただきます。

以上であります。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

請願第1号については、なお審査の必要があると思いますので、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

---

◎延会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後 1時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	松本信一
署	名	議員
署	名	議員

白幡隆一  
依藤登